

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

- 確定申告税額の延納届による延納税額の納付期限は5月31日です。
- 自動車税・軽自動車税の納期限は5月31日です。
- 市町村長から個人住民税の特別徴収税額の通知があります。
- 平成28年度の住民税の給与からの特別徴収は6月分からの徴収になります。
- 今月の祝日は、3日憲法記念日、4日みどりの日、5日こどもの日です。
- 5月、6月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。

● 着眼点

換価の猶予

税理士 田中 彰

消費税について、最近の決算申告では期間全て8%で計算され（前期以前では全部または一部が5%で計算）、納付額の増加に驚かれるケースが増えています。「一般的に消費税の納付額水準はどれくらい？」とのご質問に対して、一概に回答するのは難しいものの、売上高のみで消費税額を計算する簡易課税（実際には課税売上高5,000万円以下の事業所にしか適用できません）を参考にしてみると、課税売上高（年商）1億円なら卸売業で年80万円、小売業で年160万円、製造・建設業で年240万円、一般的な飲食業で年320万円、不動産業で年480万円になります。

納付が多額になり、赤字決算や納付準備をされてない等、期限までに一括納付困難な場合があります。これに対して、「納税の猶予」と「換価の猶予」があります。平成28年1月以降提出分について国税庁では「手引き」を示しています。「納税の猶予」は、災害・病気・事業の休廃業など明らかに認められる事実が生じた場合に限られるようなので、それ以外は、「換価の猶予」の手続きをすることになります。聞きなれない言葉ですが、要するに財産の差押えや差押財産の売却(換価)が猶予される制度ことです。

「換価の猶予」を受けるためには、納期限から6か月以内に、「換価の猶予申請書」の他、状況に応じて「財産収支状況書」、「財産目録」、「収支の明細書」などを税務署に提出しなければなりません。ある税務署の見解では、消費税の場合、「納期限から3か月以内に完納の場合は従来の納付誓約書の提出だけで良いが、これを超えるときは申請書を提出してください」とのことでした。書類の作成など少し面倒な手続きですが、延滞税の一部が免除される特典もあります。必要な場合は当事務所にご相談ください。

● 高齢者向け給付金（年金生活者等支援臨時給付金）

賃金引上げの恩恵が及びにくい所得の少ない高齢者の方の支援目的の制度です。
支給要件を満たす方に、1人につき3万円支給されます。

【支給要件】

- ・平成28年度分の住民税が課税されない方
- ・平成29年3月31日までに65歳以上になる方（昭和27年4月1日以前に生まれた方）

上記の2つの要件を満たせば高齢者給付金の対象者になります。

【申請方法】

- ・平成27年1月1日時点で住民票がある市町村へ所定の申請書にて申請します。

※申請書は市町村により異なりますが、市町村から郵送される場合が多いようです。

※高齢者向け給付金は電話やメールで役所から連絡が来るものではありません。「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」等には、十分ご注意ください。

（文責 田中 恵子）

● 平成28年税制改正から～減価償却の見直し

28年4月1日以降取得の資産から適用となりますが、「建物付属設備」「構築物」の償却方法が「定額法または定率法」のいずれかだったものが「定額法」に一本化されます。

これは、「建物付属設備」は建物と一体的に整備される、「構築物」は建物同様長期安定的に使用されるため、との理由からです。

定率法は最初の年度あたりに多く費用化できたため税負担が軽減化されていましたが、定額法の本化により費用は毎年均等となります。

（文責 中澤 里美）

● 天皇賞(春)

昨日5月1日は、京都競馬場で競馬のG1レース天皇賞（春）がありましたね。

今年は、演歌歌手北島三郎さんが馬主のキタサンブラックが出走することもあり、私も家で観戦しておりました。

逃げ馬で1枠から先頭に立ち最後の直線で一度抜かれたものの、最後の一伸びでハナ差の一着。買ってませんが、最終コーナーは思わず声が出ました。

騎乗の武豊騎手はこれで天皇賞7勝目だそうです。全盛期より衰えてもあるようですが、「持っている人」はここという時にちゃんと結果を出すんだなと思いました。

2着は18頭中13番人気の馬で、配当は100円買うと馬連20,160円、3連単だと242,730円。

やっぱり当たる気がしませんね。

見るだけでも楽しめたので、買わなくて良かったです。

ちなみに趣味で競馬をした場合、一般的には一時所得で課税の対象となります。

（年間の配当金△的中馬券の購入金額△50万円）×1/2

（文責 竹次 貴）